

# 第1回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合

## 議事録

平成24年3月13日  
8:05～8:20  
院内大臣室

(藤村官房長官)

定刻となりましたので、ただ今から、第1回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を開催いたします。

ご多忙の中、早朝からお集まりいただき、誠にありがとうございます。

(藤村官房長官)

それでは、議事に入ります。最後に総理発言で、プレスが入ります。まず環境大臣より、議題1について説明をお願いします。

(細野環境大臣)

資料1に基づいて、私から御説明します。

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理は、被災地の復旧・復興の大前提です。

政府を挙げて、これをより一層推進していくための体制づくりとして、今般、内閣総理大臣の下で、関係閣僚会合を開催していただくこととなりました。

本日の閣僚会合の役割としては、災害廃棄物の広域処理や再生利用の推進などの取組について、総合調整や進捗管理等を行っていただきたいと考えております。

役職などにつきましてはご覧のとおりとなっておりますので、宜しく願いいたします。

(藤村官房長官)

以上について、ご質問等ありますでしょうか。

<質問なし>

それでは、本会合については、この資料の考え方に即して運営していき

いと思います。

(藤村官房長官)

次に、議題2の「災害廃棄物の処理の推進に向けた取組について」に移ります。順次御説明をお願いいたします。

まず初めに、環境大臣からお願いします。

(細野環境大臣)

資料2をご覧ください。

まず「現状」にございますが、震災から1年が経ちましたが、今月で、約2,200万トンもの膨大な災害廃棄物のうち、処理が完了したものは6.7%で、限定的なものにとどまっております。被災地におきましても、仮設の焼却炉の建設や、最終処分場の確保など、懸命な取組が進められておりまして、成果は出てきておりますが、十分なものとはなっておりません。

これらを最終的に処理する対策としては、2つの方向、すなわち広域処理と再生利用の2本柱がこれから重要になると考えております。

まず広域処理でございますが、これまでに受け入れていただいているのは東京都、山形県、青森県に限定されておりまして、いろいろなところから手が挙がり始めておりますが、まだ実現というところまでは至っておりません。

そこで、総理の御指示もありまして、昨年8月に公布されました特措法に基づく措置として、被災地以外の自治体に広域処理の受け入れを要請することとします。また、受入れの基準や処理方法について、これまでガイドラインとしておりましたが、これらを告示として、法的なものとして定めるということをおこなっておりまして、今週から順次その公布などに進んでいく予定となっております。また被災自治体だけではなくて、受け入れ側の自治体に対しての支援も講じることとしております。

なお、被災地における災害廃棄物の仮置場や除染に伴って発生する土壌等の仮置場に関しては、国有林を活用させていただいております。農水省のご協力に感謝を申し上げます。これからもご協力をお願いします。

これに対して、広域処理において被災地以外の地域で必要となるのは、焼却灰や不燃物を埋め立てる最終処分場でありまして、その建設工事等には、少なくとも2年程度はかかるものです。したがって、広域処理を速やかに実施していくためには、自治体等が有する既存の最終処分場を活用することが適当と考えておりますので、広域処理に関しての施設整備関連については、国有林を使わせていただくことは現時点では考えていません。昨日国会で取り上げられておりましたが、ここは改めて、既存の処理施設を使うという意

味でも、国有林ということになってしまうと、国がやるので自治体は積極的にならない可能性もあるので、できればここで確認をさせていただければと思います。

一方で被災地以外の汚泥であるとか、さらに稲わらのように8000ベクレルを超える放射性廃棄物が発生しております。それにつきましては既に国有林の使用を農水省にお願いし、調整に入っております。従いまして、8000ベクレル以上の管理が必要なものにつきましては国有林、8000ベクレル以下の通常どおりに処理できるものは通常の処理をするということで、そこに線を引かないと、全部山に持って行け、という話になって、日本中のごみが動かなくなる可能性がありますので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

次に、廃棄物の減容化を図る観点からは、再生利用を進めてまいりたいと思っております。

具体的には、コンクリートや木質系の廃棄物などは建設用の資材として再生利用することができるものと考えておりまして、私どもも、国立公園等整備事業にしっかりと活用を図ってまいります。

各省にお願いしたいのは、災害廃棄物を防潮林や高台などの整備に活用し、将来の津波から人の命を守る施設を整備するということについてぜひ前向きにご検討いただけないかと思っております。

後程農水省から御説明あるかと思いますが、特に仙台平野の防潮林、これは国有林であり、国の直轄事業ということで整備は早い段階で進むと聞いておりますし、そこに膨大な量の宮城県の廃棄物を下に埋めることができれば、相当なスピードで廃棄物の処理が進む可能性がございます。関東大震災の時に山下公園ができておりますが、今回の復興に際しての象徴的な事業として、この防潮林がいい形になり得るのではないかと思います。ぜひご協力をいただければと思っております。

環境省としては、これまで非常に丁寧な分別をしておりました。もちろん原則は大事であります。安全性でありますとか、防災林としての機能を確実に達成させることができるということを前提として、分別のやり方などについて簡素化できるものがあれば、簡素化してスピードアップを図ってまいりたいと思っております。

最後に、木くずなど可燃性の災害廃棄物は、セメントや製紙の原料・燃料として利用することができるものがございますので、経済産業省の方で、ぜひ円滑に使用されるようにご協力をお願いします。以上です。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。次に、経済産業大臣から御発言をお願いします。

(枝野経済産業大臣)

ご指摘いただきました通り、既に大船渡市の太平洋セメントや、石巻市の日本製紙等の協力により、毎日750～960t程度の災害廃棄物が処理されている状況でございますが、さらにセメント業界、製紙業界、鉄鋼業界、化学業界、電力業界等使っていただける可能性のある産業界への要請を、私の方からしていきたいと思っております。

なお、こうした取組に当たっては、放射線の様々な課題に加えて、脱塩処理や焼却灰等の自治体による引き取り等が確保されることが、民間事業者にとって重要でありますので、それについては関係省庁等による対応をお願いしたいと思います。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。次に、国土交通大臣から御発言をお願いします。

(前田国土交通大臣)

災害廃棄物の処理の促進のため、これまでも、石巻港及び茨城港において、コンクリート殻や航路の津波堆積土砂等を用いる海面処分場等の整備を支援しているところです。

また、災害廃棄物の再生利用を推進するため、関係機関と連携して、需要側と供給側のマッチングを推進する仕組みを構築しており、災害廃棄物の再生利用の推進に最大限の協力をしていきたいと思っております。

(藤村官房長官)

次に、筒井農林水産副大臣から御発言をお願いします。

(筒井農林水産副大臣)

今、環境大臣からお話がありましたように、まず第一に、海岸防災林の再生のために路盤材、盛土材等としてがれきを再生活用していくことを第一の取組みとしたいと思っております。環境省と連携してやるわけですが、環境大臣からも、公共事業担当大臣に要請させていただきたいとの意向が示されておりますので、協力をしてやっていきたいと思っております。

また、農道等の道路を造る際の路盤材の素材としての活用というのが、二つ目の柱でございます。

三つ目としては、可燃物が中心となりますが、バイオマス発電について、今、熱電併給に向けて計画されておりますが、その燃料としてもこれを活用してい

きたいと、取り組んでいるところでございます。そして、仮置き場として国有林を提供していきたいということで、市町村から要請がありまして、それに積極的に対応していく。現在既に9市町村には提供済みということでもあります。

(藤村官房長官)

それでは御質問・御意見等あればお願いいたします。

(平野復興大臣)

まず一点目、以前がれき処理全体のネットワークを作りました。がれきの発生のやつ。堆積土砂もありましたか。がれきが何万トンと出ていますが、これがどれだけの量どう処理するかというネットワークをもう一回、再構築していただきたいと思えます。

そうしますと、それと合わせて6.7%とありますけれど、今仮の焼却場が建設中であります。石巻などは、仮焼却場とは思えないような巨大なものがあり、この稼働が6月。亘理が5月ですね。あれを稼働しますと焼却が一気に進む計算になります。そこはデータとして押さえておいて、これだけの焼却ができるように支援していますよということは、言っていただいてもいいかと思えます。

それから三つ目ですが、産廃と建設資材との区別について。分別をしっかりとすることは大切ですが、建設資材としてたくさん利用できるようにできるだけ努めていただくということだけは、ぜひ、私からもお願いいたします。分別にそれほどお金をかける必要はないと思えます。

(細野環境大臣)

確かに仮焼却施設もスタートしますので、少しずつ動いてはいくのですが、やはり被災地の現状を考えると、一日も早く処理したい。少しオーバースペックで、倍ぐらいのものを処理するつもりで全部を走らせて、結果として空振りに終わったり、早く進むということがあっても、それはそれで望ましいかと思えますので、すべてを動かすことでやっていきたい。よろしくお願いたします。

(藤村官房長官)

どうもありがとうございました。

災害廃棄物の処理については、本日の御議論も踏まえて、総理の指示の下、政府を挙げて取り組んでいくこととしたいと思えます。

なお、第二回以降の進め方につきましては、個々の取組の進捗状況を見つつ、

必要に応じ開催することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございました。

最後に、野田総理から御発言をお願いいたしますが、その前に、報道関係者の入室がありますので、しばらくお待ちください。

報道関係者の方を入室させてください。

### ーメディア入室・カメラ撮りー

(藤村官房長官)

それでは、野田内閣総理大臣から御発言をお願いいたします。

(野田総理大臣)

復旧・復興の大前提である災害廃棄物の処理を進めるため、政府一丸となって取組を進めたい。広域処理に関しましては、被災自治体だけでなく、受入側自治体に対しても、今般新たに支援措置を講ずることといたしましたが、それに加えて、以下の4点を行いたいと思います。

- ① 第一に災害廃棄物を再生し、道路の路盤材や防潮林、高台の盛土材等に今までの発想を越えて大胆に活用してほしいということであります。関東大震災のときにはがれきで横浜に山下公園を作りましたが、今回は、がれきを再生・利用し、将来の津波から住民を守る防潮林や避難のための高台を整備し、後世に残していきたいと思います。
- ② 第二にセメントや製紙など焼却設備を持つ民間企業の協力拡大を要請したいと思います。
- ③ 第三に広域処理の受入れについて、災害廃棄物処理特別措置法に基づき、都道府県等に文書で正式に要請するとともに、受入基準や処理方法を定めたいと思います。
- ④ 第四に各閣僚及び各省の政務三役におかれましては、機会をとらえて、自治体への働きかけをお願いしたいと思います。

関係閣僚においては、災害廃棄物について、広域処理と再生利用の普及拡大が進むよう、より一層の御協力を改めてお願いいたします。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。

報道関係者の方は、退出をお願いします。

—メディア退室—

それでは、これをもちまして、第1回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を終了させていただきます。

会議の内容につきましては、私から閣議後の定例会見で御説明させていただきます。

本日の会議資料は公開することとし、資料は求めに応じて、環境省において配布をお願いします。また、議事録を作成し、公表することといたします。

早朝からどうもありがとうございました。

以上